

広島県告示第六百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永井歯科医院	三原市本町三丁目一四番三一号	平成二十九年七月二三日
堀田歯科医院	庄原市東城町小奴可二六五一番地一	平成二十九年一〇月二日
いとう内科外科クリニック	東広島市安芸津町三津四二〇九番地九	平成二十九年九月一日
白い風診療所	東広島市志和町志和堀五五四番地一	平成二十九年一〇月一日
メリイ訪問看護ステーション八千代	安芸高田市八千代町勝田四五九番地	平成二十九年一〇月一日
水口医院	江田島市江田島町中央二丁目一番八号	平成二十九年一〇月一日
幸田医院	江田島市大柿町柿浦二〇七六番地九	平成二十九年一〇月一日